

## 雇用類似の働き方に関する検討会 取りまとめに向けた議論のための整理

**我が国におけるこれまでの検討状況**

- ※ 第 1 回検討会資料 2 を参考

**我が国の「労働者」及び労働者以外の役務提供者に適用される制度等**

- ※ 労働者性（労働基準法上の労働者、労働組合法上の労働者）
- ※ 労働基準法上の労働者以外の者に適用される労働関係法令等（家内労働法、労働者災害補償保険法、自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン）
- ※ 雇用類似の働き方に関する関係法令（民法、経済法（独占禁止法、下請法））

**諸外国の「労働者概念」等に関する状況**

- ※ 諸外国の法制度について（第 1 回検討会資料 3 等を参考）
- ※ 諸外国の最近の動きについて（本日のヒアリング等を参考）

**本検討会で把握した雇用類似の働き方に関する現状**

- ※ 資料 3、資料 4 及び参考資料 1 等を基に整理

**（1）就業状況等**

- ※ 仕事の内容、副業専業等の様態は多種多様。

**（2）契約書の作成、重視する内容等**

- 書面等による契約内容の明示がなされていないことが多い実態について、どのように考えるか。

**（3）契約条件の決め方、交渉等**

- 契約内容を取引先が一方的に決定している割合が一定程度あることについて、どのように考えるか。また、ヒアリング等を踏まえ、発注者と働き手の交渉の在り方について、どのように考えるか。

- 発注者と受注者との情報の非対称性の指摘について、どのように考えるか。

**（4）契約の相手先の数等**

- ヒアリングでは、一社に事実上専属して仕事をしているという声が多かった一方、複数の相手先と取引をしている者も多い。専属性と保護の必要性の関係について、どのように考えるか。

(5) 受注ルート等

※ 現在は直接発注が多いと考えられる。

(6) 仕事をする時間や場所等

※ 仕事の内容等によって、時間や場所が決まってくるものもあれば、全く自由に決められるものもある。

(7) トラブル、仕事上の悩み等

※ 詳細は、資料3、資料4及び参考資料1

(8) 制度の希望等

※ 詳細は、資料3、資料4及び参考資料1

(9) クラウドソーシング等について

※ 本日の湯田委員からのヒアリング等を参考

(10) 総括

○ ヒアリング等を踏まえ、どのような課題があると考えられるか。

**雇用類似の働き方に関する保護等の在り方及び今後の検討課題等**

(1) 「雇用類似の働き方の者」について

○ 「雇用類似の働き方の者」として保護の必要性があるかを検討する対象者は、どのような者とするか。

(2) 検討会で挙げられた保護の内容等

※ 「本検討会で把握した雇用類似の働き方に関する現状」を参考

○ 雇用と自営の中間的な働き方であること等を踏まえ、経済法等との間で、留意すべき点はあるか。

○ これらについて検討した結果、仮に、雇用類似の働き方の者を保護とした場合、その方法として、どのようなものが考えられるか。

(3) 把握すべき事項

○ 今後更に把握すべきことは何か。(例えば、「雇用類似の働き方の者」の人数、本検討会のヒアリング等で把握していない職種における「雇用類似の働き方の者」の実態、諸外国における雇用類似に関する制度の運用等)